

○総務省令第一百十八号

国際郵便規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十日

総務大臣 新藤 義孝

国際郵便規則の一部を改正する省令

国際郵便規則（平成十五年総務省令第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第十二条3」を「第十三条3」に、「点字郵便物」を「盲人用郵便物」に改める。

附 則

この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。